

平成 23 年度予算編成方針

平成 21 年度決算(普通会計)において公表された健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)によると、いずれの指標とも早期健全化基準を下回ったところであるが、実質公債費比率は 19.7%となっており、地方債の発行にあたり県知事の許可が必要となる 18%を依然として超えている状況であり、今後しばらくは、高水準で推移することが見込まれることから、引き続き、慎重な財政運営が必要とされているところである。

また、平成 22 年度においては、地方債の元利償還費や社会保障費などの増加が見込まれる一方、「100 年に一度」といわれる未曾有の経済不況による市税の減収などにより、大幅な財源不足を生じる見込みであることから、その穴埋めとして財政調整基金等の多額の取崩しにより、辛うじて当初予算の編成を行ったところである。

このような状況のなか、平成 23 年度の予算編成にあたっては、第 1 次総社市総合計画に定めた総社市の将来都市像【地域・文化・自然が支える心豊かな生活交流都市】を基本方針とし、『実施計画』等の内容を指針とするが、景気の悪化に伴う市税等自主財源の大幅な減収が予想されるなかで、学校施設の耐震化や高梁川新架橋整備など新たな社会基盤を進めていくためには、今後も多額の財源が必要と見込まれることなどから、すべての事務事業について、その必要性・緊急性等の徹底した再検討を行うなど、予算全体を根底から洗い直すとともに、必要な財源の確保や経費の節減・合理化を積極的に進め、限られた財源の重点的配分と経費の効率的執行を図る必要があることから、次の事項に留意のうえ、なお一層の財政健全化に向けた予算要求を行うものとする。

記

- ① 当初予算の要求にあたっては、法令等による新たな義務付けがなされるなどの特殊事情を除き、一般財源ベースで、平成 22 年度当初予算額から当該年度に限り予算措置されたもの等を減じた額をその上限とする。
- ② 本予算は年間総合予算として編成するもので年度途中の補正予算での追加計上は原則行わないので、要求に当たっては年間見通しに基づき漏れのないよう計上すること。
また、要求にあたっては、積算が過小または過大とならないよう十分な精査を行うこと。
- ③ 事務事業の計画に当たっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、経費が住民の税金等によって賄われているとの原点に立ち、その目的や効果を念頭に置いたものとし、緊急性・優先度を十分検討したうえで重点的に選択すること。
- ④ 所期の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化により必要性が減少した既存の事務事業については、廃止も含めて徹底した見直しを行うこと。
特に、負担金等については、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては、廃止・縮小等を積極的に検討すること。
- ⑤ 新規の施策については、特殊事情分を除き原則として認めないこととする。
- ⑥ 事業の拡充実施にあたっては、「スクラップ・アンド・ビルド」の大原則のもと、既存事業の徹底した見直しや振替などによることとし、その施策の目的、効果、財源を明らかにすること。
- ⑦ 厳しい財政状況ではあるが、身近な地域に配慮した施策、社会的弱者に配慮した施策、地域格差の是正に係る施策及び少子・高齢社会に対応する施策の着実な推進を図ること。
- ⑧ 各種工事の設計・積算に当たっては、積極的に工事コストの縮減やランニングコストの低減に取り組むこと。
- ⑨ 今後も大幅な財源不足が見込まれることから、各種財源については、見直し等十分検討のうえその確保に努めること。
また、収入未済額については、その収納に最大限努めるとともに、督促手数料や延滞金の徴収など、一層の負担の適正化に努めること。